

令和5年度生研支援センターの研究委託事業に関する令和6年度予算概算要求に基づく応募前説明及び個別相談
寄せられたご質問及び回答

令和6年1月19日

* 表中の質問内容及び回答は、個別相談やお問い合わせの中で多かったもの等を中心に編集したものです。
オープンイノベーション研究・実用化推進事業については、今後、生研支援センターウェブサイトに掲載予定の公募情報のページをご覧ください。
また、スタートアップ総合支援プログラム(SBIR支援)及び次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化の最新の内容については、各事業の公募情報のページをご覧ください。

スタートアップ総合支援プログラム(SBIR支援)

分類	質問内容	回答
応募要件_1	スタートアップ総合支援プログラム(SBIR支援)以外の事業に重複して応募することは可能か？	同一の研究者が複数の研究課題に応募することを禁止しているものではありませんが、研究費等の「不合理な重複」や「過度の集中」が認められた場合は、審査対象からの除外、採択の取消等を行うことがありますので、ご注意ください。
応募要件_2	大学が代表機関として応募する場合は、研究代表者が大学発スタートアップの代表取締役にならないといけないか？	研究代表者が大学発スタートアップの代表取締役に必ずしもなる必要はありませんが、CXO人材として法人の主要メンバーとなって主体的に参加いただく必要があります。
フェーズ	同一企業が「フェーズ1」「フェーズ2」の2件に同時申請することは可能か？	同じ技術シーズや同じ研究課題での応募はできません。コアとなる技術シーズが異なるなど、研究内容が異なるものの応募は妨げません。 また、研究者のエフォートや実務に基づく工数によって分けができない場合は応募できません。
審査	フェーズごとに採択課題数が決まっているか？	フェーズごとの具体的な採択数は決まっています。
公募スケジュール	令和6年度の公募要領の公表時期はいつか？	令和5年度は3月に公表しておりました。令和6年度の公表時期は未定です。

次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化(戦略的スマート農業技術の開発・改良)

分類	質問内容	回答
応募要件	次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化事業は『知』の集積と活用場のプラットフォームからの応募は必須要件になるか？	必須要件ではございません。
研究コンソーシアム_1	研究コンソーシアムにおいて、研究シーズを実証する場として農業生産組合が運営する牧場(公共牧場)を想定している。この牧場は放牧地のため、1年を通じて山間部の放牧地事務所に組合事務所がなく、市役所に事務局を置いている。この場合、参画が必須な生産者として認められるか？	公共牧場で自治体が所有している場合は生産者には該当しません。ただし、公共牧場で放牧を行っている生産者等がコンソーシアムに参画する場合は、生産者に該当します。
研究コンソーシアム_2	資料7ページの研究グループ図に「金融機関等」とあるが、この「等」とはどのような機関を想定しているか？ 地域金融機関の子会社(シンクタンク)は「金融機関等」に含まれるか？	金融機関等は、銀行・民間金融機関・公的金融機関・適格機関投資家等のことで、販売先や事業化の支援(販路開拓や市場調査)を行う機関を想定しています。 地域金融機関の子会社(シンクタンク)は「金融機関等」に含まれます。
研究コンソーシアム_3	資料11ページの加算項目の「3. 地域金融機関等のコンソーシアムへの参画状況」について、金融機関が研究・検証等を実施する場合は、具体的にどのような場合を想定しているか？	市場調査や部材の調達先・売り先の探索等といった、社会研究を想定しています。
研究コンソーシアム_4	JAの信用事業は、金融機関等として認められるか？	JAの金融部門は金融機関等として認められます。
マッチングファンド	マッチングファンド方式を採用する企業は、研究課題に参画するすべての企業が採用している必要があるか？	マッチングファンド方式は、参画するすべての民間企業が適用する場合は加算措置を行うというものであり、必須項目ではありません。

次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化(戦略的スマート農業技術の開発・改良) 続き

分類	質問内容	回答
競争参加資格	<p>農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)は「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」からインターネット申請して取得できるもので間違いはないか？</p>	<p>農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)については、インターネットから申請いただけます。詳細は下記URLをご覧ください。 ・統一資格審査申請・調達情報検索サイト https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shinsei_internet.html</p>
e-Rad	<p>共同研究機関として研究コンソーシアムに参画する生産者、民間企業についてもe-Rad登録が必要か？ e-Rad登録が必要な場合、生産者、民間企業の課題担当者は、個人として研究者番号を登録するのか？ 一方、協力機関として参加する場合は、e-Rad登録は不要か？</p>	<p>原則として、共同研究機関として研究コンソーシアムに入る研究機関及び研究者個人は登録が必要です。また、協力機関は研究コンソーシアム外の建付けとなりますので、登録は不要です。 その他の手続き等については、e-Radのルールに則り、ご対応ください。</p> <p>参考: 令和5年度公募要領(抄) https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/koubo-youryou_r4hosei-r5_r1.3.pdf 4 応募手続 (1) 応募方法 応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。 https://www.e-rad.go.jp/ (別添参照))を使用し、研究代表者が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。 e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者全員の情報の登録が必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。 なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。(詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。) 応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報(注)の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんので御注意ください。(※毎年、事務代表者の承認を忘れて応募されない事案が散見されるので注意して下さい) その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。</p>